

第3次壹岐市行財政改革大綱

令和2年3月



目次

はじめに	1
Ⅰ 宕岐市行財政運営の現状と課題	
1. 財政状況	2
2. 行政運営の現状	7
3. 行財政改革の推進状況	7
Ⅱ 行財政改革の基本的考え方	
1. 行財政改革の目的	8
2. 行財政改革のテーマ	10
3. 行財政改革大綱の期間	10
4. 行財政改革の基本方針	11
5. 行財政改革推進施策	12
6. 公表	13
Ⅲ 推進施策	
1. 事務事業等の見直し・業務改善の取組	15
2. 公共施設、市有財産の適切な管理・運営等	16
3. 組織・機構の見直し	17
4. 適切な人事管理及び職員の能力開発	18
5. 行政の情報化等による行政サービスの向上	19
6. 自治基本条例に基づくまちづくりへの市民参画の 促進と支援	20
7. 持続可能な財政基盤の確立	21

はじめに

壱岐市は、平成16年3月1日の市制発足以降、これまで、行政組織の見直し、中学校統廃合をはじめとした各施設の整理・合理化、事務事業の見直し、人件費・経常経費の抑制、地方債の繰上償還の実施など行財政改革に取り組んできました。

また、一支国博物館や一般廃棄物処理施設の建設をはじめ、光ケーブル網の整備と壱岐市ケーブルテレビの開局など、壱岐市の将来を見据えたまちづくりを進めてきました。

さらに、中学校規模適正化（統廃合）、壱岐市学校給食施設の統合、三島小学校の大島本校への統合、壱岐市民病院の長崎県病院企業団への経営移譲、壱岐市特別養護老人ホーム、デイサービスセンターの民間移譲など、各種施策を推進してきました。

しかしながら、本市の財政状況は、自主財源の根幹である市税等の伸びも低く、合併に伴う段階的縮減が終了し、完全一本化算定となった令和元年度の普通交付税は、段階的縮減が始まる前の平成25年度に比べ約14億円の減額となりました。

さらに、公共施設の多くは建築から30年以上を経過しており、施設の老朽化等への対応から、今後、大規模改修や建て替えに多額の維持更新費用が見込まれるなど、本市を取り巻く環境はますます厳しくなっていくと予測されます。

また、定員適正化計画に基づき、計画的に職員数を管理してきたにもかかわらず、事務事業数は増える一方で、職員数と業務量のアンバランスといった課題も顕在化しております。

今後、人口減少や少子高齢化の進行、社会経済情勢の変化、高度情報化の進展、市民参加・協働のまちづくりの推進、公共施設の老朽化対策など、多様化・複雑化する行政課題や市民ニーズに適切に対応するためにも、事業の目的や求められる成果を十分に理解した事業展開と、スクラップアンドビルドの徹底、地域との連携強化や壱岐市を担い発展させる人材の育成が不可欠となります。

こうした状況を見据え、継続した行財政改革に取り組まなければなりません。

一方、個性豊かで、自立した壱岐市の確立のためには、市民の行政への参画、いわゆる協働のまちづくりが欠かせないものであり、市民力のさらなる熟成が求められます。市職員についても、地域のリーダーとして地域活動への積極的な参画を行い、魅力ある壱岐市のまちづくりを、市民と一体となって取り組まなければ、壱岐市の発展はありえないものです。

こうしたことから、地方分権の進展や地方創生などの新たな行政需要に適切に対応し、市民満足度の高い行政サービスを継続的に提供するとともに、将来にわたって持続可能な行財政運営の推進と第3次壱岐市総合計画に掲げる目標を実現させるため、第3次壱岐市行財政改革大綱を策定します。

I 岐阜市行財政運営の現状と課題

1. 財政状況

(1) 財政状況

本市の財政状況は、歳入全体に占める市税など自主財源の割合が約25%と極めて低く、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存している。

こうした中、合併後の大型事業には合併特例債や過疎対策事業債など、地方交付税措置の高い有利な地方債を活用することや、計画的な公債費の繰上償還を行うことなどにより、厳しい財政事情の中においても一定の健全性を確保してきた。

しかしながら、平成30年度末の地方債現在高は263億57百万円（対前年度70百万円増）となり、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の割合は38.0%、経常収支比率も92.3%と依然として高く、財政構造の弾力性が失われつつある状況が続いている。

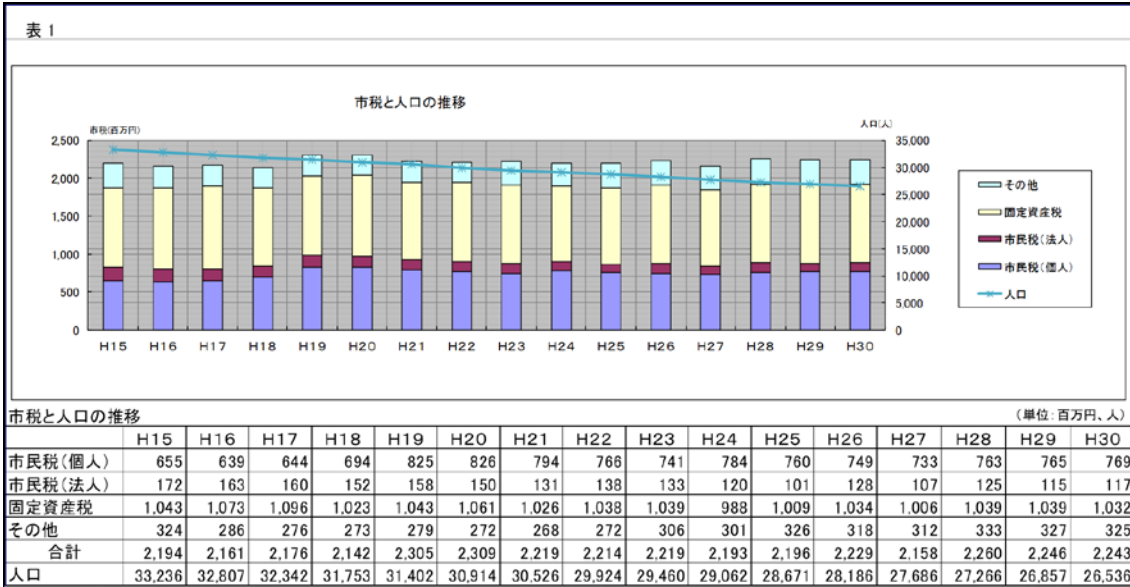
また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、令和元年度財政健全化判断比率と地方公営企業における資金不足比率は、いずれの指標も国が示す基準以下ではあるものの、普通交付税の一本算定による影響などにより、実質公債費比率や経常収支比率の悪化が予想されることから、さらなる行財政改革が喫緊の課題となっている。

今後、人口減少による税収や普通交付税など経常的な一般財源収入の減少や、公共施設にかかる維持補修費の増大、これまで実施してきた大型事業にかかる地方債償還の本格化など財政状況は極めて憂慮すべき状態であるため、市税等の収納率の向上や、使用料・手数料など受益者負担の適正化、ふるさと納税の推進など自主財源の確保を強化するとともに、費用対効果の見えにくい事務事業の廃止や見直し、公共施設等総合管理計画に基づく施設の統廃合、維持管理経費の削減など、さらなる行財政改革に取り組み、持続可能な行財政運営を実現するための適正で効果的な施策の推進が求められる。

(2) 地方税の推移

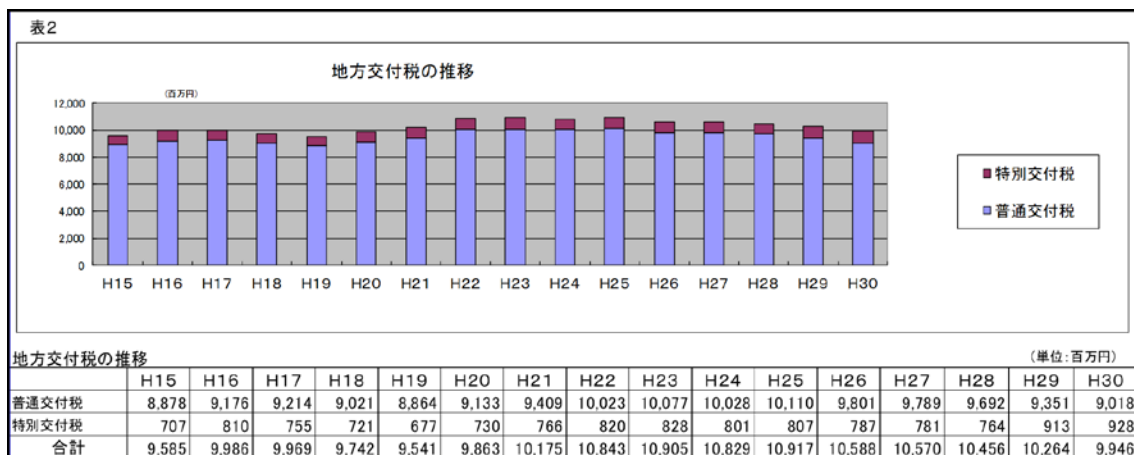
市税の状況をみると、平成20年度の23億9百万円をピークに年々減少し、平成30年度には22億43百万円となり、66百万円（▲2.9%）の減収となっている。

市税全体の約46%を占める固定資産税はおおむね横ばいの状態であるが、市民税においては、法人数が少ないため個人住民税の割合が高く、景気の低迷や人口減少等の影響を受けやすく、今後の経済情勢や将来人口の動向を考慮した場合、増収は見込めないものと思われる。（表1）



(3) 地方交付税の推移

普通交付税の状況を見ると、合併後10年間は合併算定替により交付され、平成25年度には10億10百万円であったが、平成26年度より合併算定替の特例措置が始まり、平成30年度までの5年間でそれぞれ1・3・5・7・9割と段階的に縮減されながら、壱岐市一本での算定となった令和元年度には8億60百万円と、平成25年度と比べて1億430百万円の減となっており、令和3年度からは算定の基礎となる国勢調査人口が改めて反映されるため、人口減少が進む本市においては今後さらに減額されていく見込みであり、経常経費の節減はもとより、廃止を含めた事務事業の抜本的な見直しを図るなど、大幅な歳出削減が必要である。(表2)



(4) 消費的経費等の推移

経常経費に充当した一般財源の指標として用いる経常収支比率については、市制施行後の平成16年度から平成19年度にかけて大きく上昇していたが、人件費の抑制、地方債における繰上償還の実施などの効果により、平成19年度の93.9%をピークに徐々に

改善してきた。

しかし、普通交付税の合併算定替段階的縮減により、平成26年度以降から徐々に上昇し、平成30年度では92.3%と県下13市のうち高い方から6番目に位置している。

今後、地方交付税の減額が見込まれる中で、さらなる経常経費の削減に向けた取組が喫緊の課題である。(表3) (参考 表4、表5、表6)

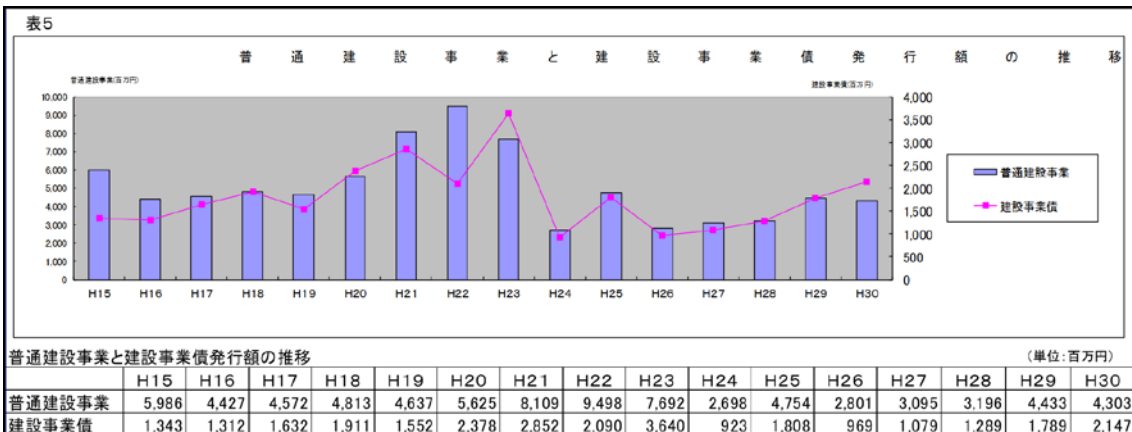
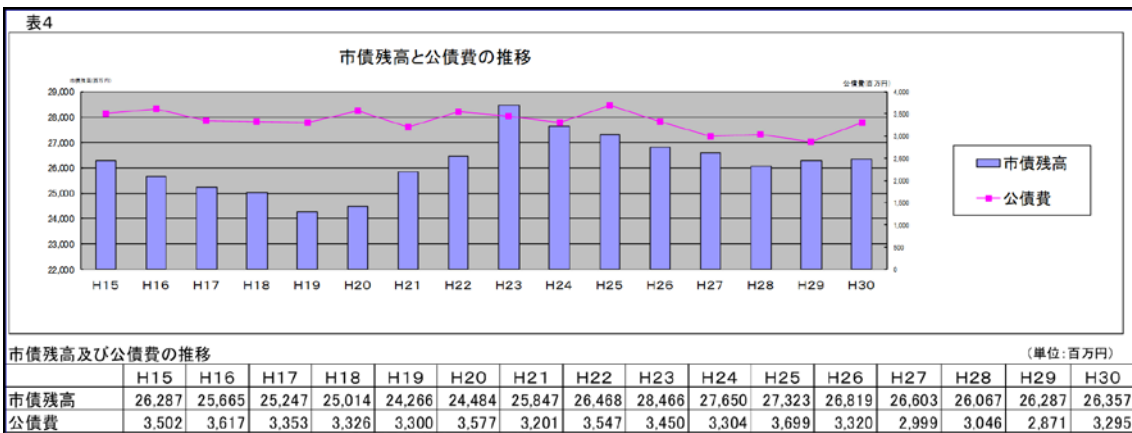
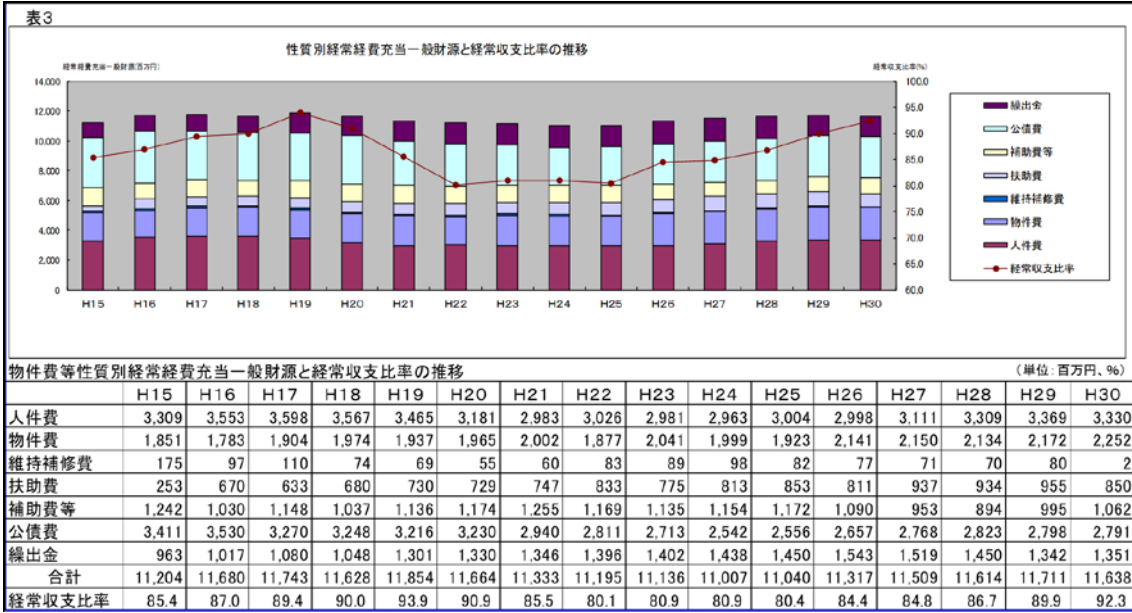
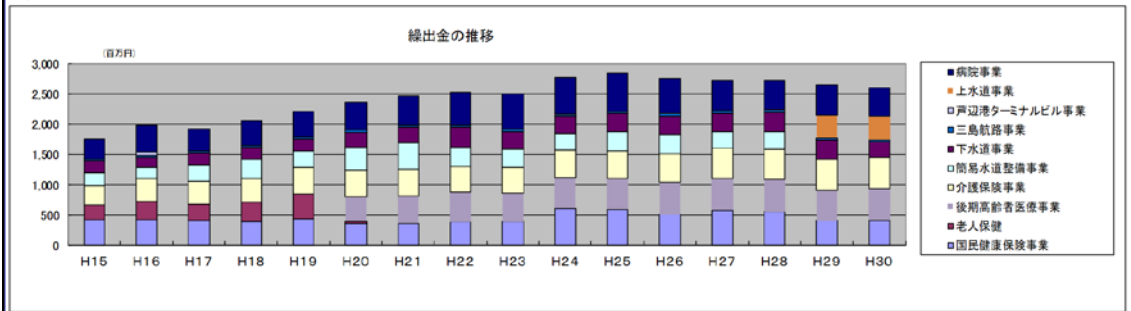


表6



繰出金の推移(特別会計・企業会計への繰出分のみ計上)

(単位:百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
国民健康保険事業	417	413	401	387	429	360	363	380	383	604	590	501	570	549	396	406
老人保健	241	303	275	310	408	32										
後期高齢者医療事業						411	451	486	475	510	501	536	533	533	507	532
介護保険事業	322	376	382	399	438	435	432	430	425	448	461	466	492	494	520	504
簡易水道整備事業	202	191	275	315	285	378	450	317	293	282	317	328	281	300		
下水道事業	202	169	186	196	183	244	253	330	300	282	304	304	301	315	313	265
三島航路事業	36	22	39	41	40	43	32	37	38	30	24	36	41	38	36	33
戸辺港ターミナルビル事業	2	61														
上水道事業				2	2	2	2	3	4	4	4	4	4	4	4	377
病院事業	321	440	365	401	421	448	486	537	575	612	638	568	501	491	492	466
合計	1,743	1,975	1,923	2,051	2,206	2,353	2,469	2,520	2,493	2,772	2,839	2,743	2,723	2,724	2,641	2,592

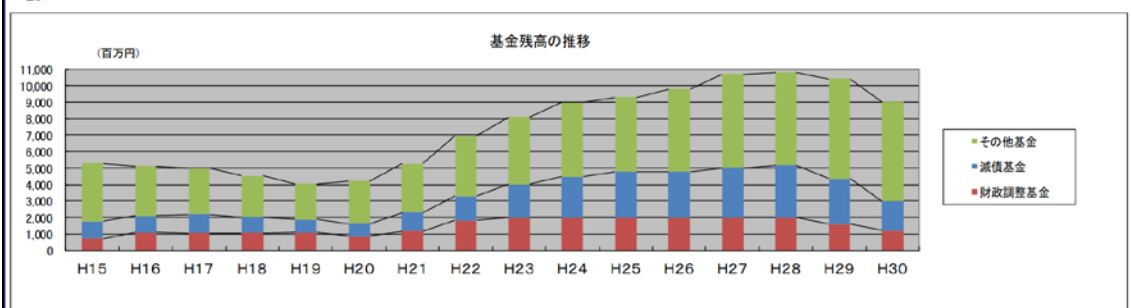
(5) 基金の状況

現在、壱岐市が保有している基金は、財政調整基金及び減債基金、特定目的基金として地域振興基金や合併振興基金、地域福祉基金、ふるさと市町村圏基金などがあり、平成30年度末における基金残高は90億19百万円（農業機械銀行特別会計減価償却基金を含む。）となっている。

例年、当初予算編成時には財源の調整、または地方債の償還財源として、財政調整基金及び減債基金を充当する予算を計上しているが、実際の取り崩しについては決算剰余金の状況により最終的な調整を図ってきた。しかし、ここ数年は普通交付税等一般財源の減少などにより財源の調整が追いつかず、また、繰越事業の増加等が会計の資金繰りに影響することもあり、基金の取り崩しによって対処せざるを得ない状況となっている。

さらに近年、国においては基金積立の目的や方針、用途などについて公表することを求めるなど、基金残高の増加を理由とした地方交付税の削減措置も検討された経緯もあり、これら基金の目的を損なわないよう、適正な管理に努めていく必要がある。（表7）

表7



基金残高の推移

(単位:百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
財政調整基金	717	1,077	1,064	1,068	1,097	852	1,183	1,818	1,999	1,999	2,000	2,001	2,002	2,002	1,603	1,204
減債基金	1,036	1,036	1,136	937	774	769	1,105	1,467	2,016	2,467	2,792	2,792	3,008	3,163	2,764	1,765
その他基金	3,523	3,018	2,790	2,520	2,176	2,594	2,969	3,663	4,107	4,507	4,515	5,013	5,689	5,664	6,052	6,050
合計	5,276	5,131	4,990	4,525	4,047	4,215	5,257	6,948	8,122	8,973	9,307	9,806	10,699	10,829	10,419	9,019

(6) 今後の財政状況の見通し

令和元年11月に改定した「壱岐市中期財政計画」は、令和元年度から令和5年度までの財政状況の見通しを試算している。

本計画においては、令和元年度から既に財源不足に転じており、令和5年度までの5年間で約22億円の財源不足となる見通しで、これを財政調整基金等からの繰り入れにより解消する計画としているが、今後大量に更新時期を迎える公共施設等の維持管理経費の増大により、適正な基金残高の確保が困難となることが予想され、甚大な災害による復旧経費や急激な景気の低迷による税収減など、不測の事態に対応するための財源確保が懸念される。

こうした状況を打開するためにも、地方公会計制度による財務諸表等を活用し、財政状況の「見える化」による的確な現状分析を行うとともに、政策評価による施策内容の検証を行うなど、財政健全化に向けた取組を強化しなければならない。

<用語の解説>

合併算定替

市町村合併による行政経費削減の効果が現れるにはある程度の期間が必要なことから、その緩和措置として、合併した年度及びこれに続く10年度は、合併前の市町村が存続するものとして算定した普通交付税の合算額を下回らないように算定した額を普通交付税とする制度。その後5年度は、激変緩和措置がある。

経常収支比率

人件費・扶助費・公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税・地方交付税・地方譲与税などの経常一般財源収入（毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されておらず自由に使用し得る収入のこと）がどの程度使われているかをみることにより、当該団体の財政の弾力性を判断するための指標。

人件費

職員等に対し、勤労の対価・報酬として支払われる経費。

物件費

物財調達のための一切の経費（賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等）。

維持補修費

地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費。

扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出する経費。

補助費等

補助費等の項目とされる支出事項は、支出の目的・根拠・対象等によって多種多様で、人件費や維持補修費のように字句だけでは判断しにくいものも含まれる（報償費、補助金、賠償金、寄付金、補償費等）。

公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費。

繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費（各会計の赤字補填の目的のために支出されるもの等）

普通建設事業

道路、橋、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費（工事請負費、設計委託料、公有財産購入費等）で、地域社会の発展に最も積極的で効果的な事業。

2. 行政運営の現状

壱岐市の組織・機構については、平成19年1月に、既存の4庁舎に各部署を配置した本庁分散方式を採用し、また長崎県との執務室共同化など、市民サービスの確保を最重視して、多様化するニーズに対応するための組織づくりを進めてきた。

また、4庁舎の老朽化が進む中で、市民サービスの向上、行政運営の効率化を図るため新庁舎建設の検討を行ってきたが、庁舎建設に係る住民投票の結果を受け、新庁舎の建設は行わず、現在の庁舎を改修して活用する方針とした。4庁舎の耐震診断を実施した結果、4庁舎とも必要な耐震性能を満たすための改修工事が必要であるという報告を受け、合併特例債を活用して耐震改修工事に着手した。その後、令和元年度までに4庁舎全ての工事が完了したところである。

また、市民の行政への参画については、平成30年12月、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めた壱岐市自治基本条例を施行し、市民主体のまちづくりを進めている。今後は、自治基本条例を基本として、平成31年4月に施行した壱岐市まちづくり協議会設置条例に基づく、各地域におけるまちづくり協議会の設立により、コミュニティ活動の推進、地域住民の福祉の増進等を図り、市民主体で活力あるまちづくりを目指した取組を一層進める必要がある。

3. 行財政改革の推進状況

本市の行財政改革は、平成16年11月に壱岐市行財政改革大綱を策定し、平成17年に同大綱の改定、平成28年に第2次壱岐市行財政改革大綱を策定し、また、具体的な取組を定めた壱岐市行財政改革実施計画を3度（平成18年・平成22年・平成28年）にわたって改定し、大綱及び実施計画に基づいた行財政改革に取り組んできた。この結果、総人件費の抑制、経常経費の削減（無駄遣いストップ）をはじめ平成27年には、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入実現や壱岐市立特別養護老人ホーム・デイサービスセンターの民間への経営移譲など大きな成果を上げてきたが、普通交付税の一本算定による影響や地方債元利償還金の増加等により、本市を取り巻く環境はますます厳しくなっていくと予測されるため、財政健全化に向けたさらなる取組が必要となる。

Ⅱ 行財政改革の基本的考え方

1. 行財政改革の目的

壱岐市は、前述のとおり、平成16年3月1日の市制発足以降、行政組織の見直し、施設の簡素化・合理化、定員管理の適正化など行財政改革に取り組むとともに、一支国博物館の整備や一般廃棄物処理施設、ケーブルテレビの整備、消防庁舎建設、また中学校規模適正化（中学校統廃合）、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入、壱岐市立特別養護老人ホーム・デイサービスセンターの民間への経営移譲など合併後の新しいまちづくりを進めてきた。

一方、地方経済の低迷や人口減少などにより地方税等の自主財源の確保が難しい中、依然、地方交付税などへの依存度が高い財政運営が続いている。

地方交付税については、合併に伴う特例措置である合併算定替の段階的縮減が終わり、平成31年度から一本算定となり、交付税の縮減額は平成25年度と比較して約14億円の縮減となり、経常一般財源である地方交付税が減少することから実質公債費比率や経常収支比率の悪化が予想される。さらに、これまで実施してきた大型事業に係る起債の償還が本格化してくることにより、多額の財源不足となる見込みとなり、行財政改革は喫緊の課題となっている。

このため、これまで取り組んできた行財政改革に引き続き取り組む必要があり、本市の最上位に位置づけられる計画として令和2年度から向こう5年間のまちづくりの方向性を示した第3次壱岐市総合計画に基づいた施策を展開し、将来にわたって持続可能な地域社会実現に向けて、着実に行財政改革を進めなければならない。

また、市民参画に関しては、市民と行政が共にまちづくりを行うという協働のまちづくりを推進してきたが、平成30年に施行した壱岐市自治基本条例及び関連条例に基づいた施策を展開し、地域住民相互の連携・協力により地域の課題解決を図るまちづくり協議会の取組を推進することで、さらなる共創・協働を進める必要がある。

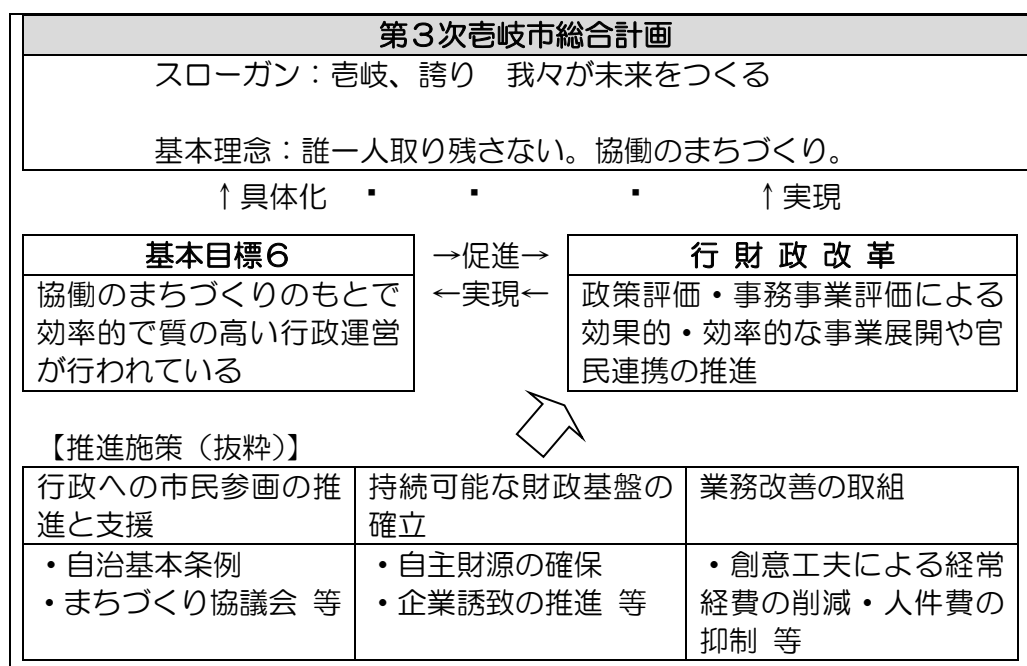
そこで、第2次壱岐市行財政改革大綱から継続して、“経営手法の導入”“市民と行政の共創・協働”を積極的に取り入れていくこととする。

“経営手法の導入”とは、行政運営においても、スピード、顧客志向、目標志向、コスト意識を徹底するとともに、民間活力の導入を推進していこうという考え方である。

“市民と行政の共創・協働”とは、市民と行政が壱岐市の発展という共通の目標を持って、相互に補完しながらそれを実現していくという考え方であり、この基本となるのが自治基本条例となる。

壱岐市が、第3次壱岐市総合計画の着実な推進を図り、魅力あるまちづくりを進め、市民サービスの向上を図っていくために、また地方創生にふさわしい有効性・効率性・経済性

を追求した行政システムを確立するために、行政運営全般にわたる総点検を行い、明確な方針のもとに行財政改革を進めていくことが必要であり、これらの基準を定期的な点検を実施し、その点検に応じて行財政改革を進めていく必要がある。



本大綱は、これまでの取組の流れを組み込んだ第2次壱岐市行財政改革大綱を継承しつつも、日々刻々と変わっていく社会経済情勢や住民ニーズに応じた見直しを行うとともに、壱岐市行政改革推進本部を中心とする職員の創意を活かし、さらに壱岐市行政改革推進委員会の意見を反映して策定することを基本とする。また、市議会との連携強化を図りながら、本大綱及び実施計画の着実な推進により、第3次壱岐市総合計画の基本理念である「誰一人取り残さない。協働のまちづくり」を実現するための指針とする。

<用語の解説>

- ・ **共創**
地域課題を解決するために、市民・民間・行政等が協働して進めていくこと。
- ・ **協働**
市民と行政が壱岐市の発展という共通の目標を持って、相互に補完しながらそれを実現していくこと。

2. 行財政改革のテーマ

本市のまちづくりの最上位計画である第3次壱岐市総合計画の基本理念に基づき、行財政改革のメインテーマを、

誰一人取り残さない。協働のまちづくりの実現を目指す未来に向けての取組

と定め、その基本的な考え方を以下のとおりとする。

- ①共創・協働のしまづくりを推進すること。
- ②共創・協働の考え方を力強く押し進め、将来にわたって持続可能な社会を実現するための基礎に位置づけること。
- ③職員一人ひとりがその能力を向上させ、市民主体、地域主体のまちづくりを支える地域のリーダー及び行政各部門の専門家となっていくこと。

3. 行財政改革大綱の期間

本大綱は、壱岐市の最上位計画として位置づけられる第3次壱岐市総合計画に合わせ令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とする。なお、社会経済情勢の変化に合わせて見直しを行いながら改革に着手または実行していくものとする。

4. 行財政改革の基本方針

(1) 行財政をとりまく環境の変化への対応

今や全国的な課題であり避けられない事実である少子高齢化により経済規模の縮小や人手不足など様々な課題が懸念される社会情勢の中、本市においては、人口が減少しても持続可能でそこに住む人が豊かに暮らせる社会を目指し、第3次壱岐市総合計画を策定した。本計画は、これまで別建てであった壱岐市総合戦略を包含し、またSDGsの理念を盛り込んだ本市のまちづくりの最上位計画と位置付けられ、2030年の本市のあるべき姿を捉え、今後計画に基づいた各施策を推進していくものである。その中で多様化する市民のニーズに的確な対応を行うためには、さらなる行財政運営の効率化と効果的なサービスの提供が課題となる。これらに適切に対処しつつ、効率的で質の高い行財政運営ができるよう計画的な財政運営に取り組むとともに、自主財源の確保等に努め、市自らの責任を自覚した行政システムの確立に努める。

(2) 行政運営のさらなる効率化・簡素化

多様化・複雑化する行政課題や住民ニーズに適切に対応するためには、行政各部門の中での調整機能の強化充実と、これを踏まえた行政全般にわたる総合的な調整機能の確立を図る必要がある。

また、PDCAマネジメントによる効果的な施策・事業を展開し、官民連携による民間の優れたノウハウを活用した行政運営を行い、簡素で効率的な組織・機構の実現、事務事業の整理・合理化等による行政の効率化を進めるとともに、情報化の推進等による市民サービスの向上に努める。

(3) 適切な人事管理及び将来を担う人材の育成

様々な行政課題に対し、組織としての力を最大限発揮できるような人員態勢を図るため、人事評価制度の活用及び定員適正化計画に基づく計画的な職員採用など、適切な人員配置に努める。

また、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応し常に市民の立場に立ったサービスを提供するため、行政と地域社会との共創・協働の橋渡し役、さらに地域のリーダーとしての職員の意識改革を進めるとともに、一人ひとりの資質の向上、能力の開発を進め、積極的な意欲と行動力を持ち、将来を担う人材の育成に努める。

(4) 未来につなぐ市民が主役のまちづくり意識の醸成

行財政改革の成果を上げていくためには、行政内部だけの努力にとどまらず、市民の自発的・積極的な行政各分野への参画が不可欠である。そのため、自治基本条例に掲げる市民が主役のまちづくりを推進し、市民一人ひとりが責任と誇りを持ち、未来につな

ぐという意識の醸成を図り、また、行政が自ら人権の尊重、擁護及び意識の高揚を図ることで、住民自治の確保に努める。

5. 行財政改革推進施策

行財政改革の四つの基本方針をもとに七つの推進施策を定め、行財政改革を進めるものとする。

〔推進施策〕 1 事務事業等の見直し・業務改善の取組

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、事務事業について継続的な見直しを進めながら、効率的な事業の実施を図り、市民サービス向上の観点から事務手続の簡素化、効率化を進める。

また、組織としての全庁的な取組が必要であることから、各部署において業務改善の取組を推進する。

〔推進施策〕 2 公共施設、市有財産の適切な管理・運営等

人口減少や少子高齢化の進展により、今後の公共施設等の利用状況が変化していくことが予想され、また、これまでに整備してきた公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎え、多額の更新費用が必要になると見込まれることから、壱岐市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の老朽化、人口の減少、少子高齢化等将来を見据えたあり方を検討し、適正な管理・運営を推進する。

また、市有財産については、売却や解体の検討など、適正な管理・処分等に努める。

〔推進施策〕 3 組織・機構の見直し

新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応するためには、常に組織・機構の見直し、編成を行わなければならない。このため、組織・機構全般の点検を行うとともに、今後進めるべき「第3次壱岐市総合計画」「壱岐市自治基本条例」等まちづくりの方向性に合致した、簡素で機能的な組織・機構づくりを行う。

〔推進施策〕 4 適切な人事管理及び職員の能力開発

人事評価制度の活用については、平成28年度から実施している本制度が能力・実績に基づく人事管理の基礎となるツールであることを認識し、職員間の意識の共有化や業務改善につなげていく。実施にあたっては公平で公正な評価に努め、客観的な基準による適正な人事評価システムの実践により、給与等への反映を行う。

また、高度化・多様化する行政需要に対して、弾力的かつ的確に対応していくために、適正な定員管理を一層推進する。

人材育成については、引き続き職員の能力開発、資質の向上に努め、複雑・多様化する市民ニーズや刻々と変化する社会経済情勢に柔軟に対応するなど、市の将来を担い、発展させることができる人材の育成を図る。

〔推進施策〕 5 行政の情報化等による行政サービスの向上

行政の効率化や市民に対する行政サービスの向上を図るため、情報通信技術の向上を図り、行政の情報化をさらに進める。

〔推進施策〕 6 自治基本条例に基づくまちづくりへの市民参画の促進と支援

本市における自治の基本原則を定めた自治基本条例に基づき、市民が主役のまちづくりを進める上で、市民と行政との共創・協働によるまちづくりが着実に推進されるよう、行財政の効率化を図るとともに、コミュニティ行政推進のための効果的な支援を行う。

〔推進施策〕 7 持続可能な財政基盤の確立

人口減少、少子高齢化による市税等収入の減少や社会保障費の増加に対応するため、業務における各種経費の削減や効率性の向上等に取り組むとともに、事務事業の再点検・見直しに加え、政策評価の結果を活用した費用対効果の検証により、行政コストを意識した施策を重点的に反映させた予算配分を行うなど、歳入規模に見合った適正な歳出構造の確立を図る。

6. 公表

壱岐市行財政改革大綱の基本方針・推進施策に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間の具体的な取組を定めた行財政改革実施計画を策定し、その進捗状況について公表することとする。



基本方針



メインテーマ



推進施策



基本方針 1

行財政をとりまく環境の変化への対応

基本方針 2

行政運営のさらなる効率化・簡素化

基本方針 3

適切な人事管理及び将来を担う人材の育成

基本方針 4

未来につなぐ市民が主役のまちづくり意識の醸成

誰一人取り残さない。協働のまちづくりの実現を目指す未来に向けての取組

推進施策 1

事務事業等の見直し・業務改善の取組

推進施策 2

公共施設、市有財産の適切な管理・運営等

推進施策 3

組織・機構の見直し

推進施策 4

適切な人事管理及び職員の能力開発

推進施策 5

行政の情報化等による行政サービスの向上

推進施策 6

自治基本条例に基づくまちづくりへの市民参画の促進と支援

推進施策 7

持続可能な財政基盤の確立

Ⅲ 推進施策

1 事務事業等の見直し・業務改善の取組

■ 推進重点事項 ■

(1) 事務事業の整理・合理化

- ア 多様化する市民のニーズや行政課題を的確に把握するとともに、政策評価による事務事業の点検を行い、事業のスクラップアンドビルド、行政の果たすべき役割を明確にすることにより受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮した事務事業の整理・合理化を図る。
- イ 政策体系の形成を図り、有効性・効率性・経済性の視点から、評価・点検を行うとともに、達成基準や達成度を示し、公表を行うことにより、市民満足度の向上及び目標志向・市民志向の体制づくりに努める。

(2) 業務改善の取組

各部署において、業務改善のためのあらゆる工夫や手法を検討し、継続経費の節減、事務事業費の節減、事務事業の簡素化に努める。

(3) 委託業務の検討

委託業務の内容についての検証を行い、行政責任の確保、市民サービスの向上、個人情報保護の観点に留意しつつ、委託が効果的と結論づけられるものは、民間委託を推進する。

スクラップアンドビルド

新しい組織や制度を新設する場合には既存を改廃し、増大を防ごうとする方式。

2 公共施設、市有財産の適切な管理・運営等

■ 推進重点事項 ■

(1) 公共施設の適切な管理・運営

- ア 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、中長期的な視点に立ち、公共施設等の維持管理、修繕、改修及び更新等を計画的に進める。
- イ 施設の管理・運営については定期的に運営状況の点検を行い、必要に応じて見直しを進めるとともに、適正な管理・監督のもと、効果的・効率的な施設の管理運営を図るため、指定管理者制度等の活用を推進する。

(2) 市有財産の適切な管理・処分の検討

市有地のうち利用計画のない遊休地については、売却の検討を行い、市施設のうち利用が少ないものや老朽化が著しいものについては、払下げ、または解体などの処分を進める。

指定管理者制度

これまで出資法人等に限られていた公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定する法人やその他の団体に行わせる制度で、実施にあたっては、条例で指定の手続、管理の基準、業務の範囲などを定め、指定管理者の指定について議会の議決が必要。

3 組織・機構の見直し

■ 推進重点事項 ■

(1) 組織・機構の整備

新たな行政課題や多様なニーズに即応し、社会経済情勢の変化に対応した行政サービスが展開できるよう、スクラップアンドビルドを原則とした簡素で効率的な組織・機構の整備を行い、行政機能の効率化を図るとともに、市民にわかりやすい、利用しやすい体制を整える。

(2) 民間活力、外郭団体等の活用推進

- ア SDGs 未来都市・モデル自治体事業に係る大学や民間企業等との連携協定を十分活用し、民間の豊富な実績やノウハウを取り入れることで、進化と変化を恐れない柔軟で強靱な地域づくりを推進する。
- イ 民間活力の導入、行政サービスの委託など外部の専門的知識の活用を積極的に推進する。
- ウ 外郭団体は、増大する業務形態の特殊性に即応するため、市民サービスやまちづくりに重要な役割を担う、行政の補完的な組織として、より効果的、効率的な事業執行と独立した運営を推進する。

4 適切な人事管理及び職員の能力開発

■ 推進重点事項 ■

(1) 人事評価制度の活用

ア 客観的な基準による適正な人事評価システムの実践により、職員間の意識の共有化や業務改善につなげるとともに、給与等への反映を行うことで、職員の意欲の向上と意識改革に努める。また、各所管への人員配置については、事務事業の多寡を見定めながら、適切な職員配置に努める。

イ 新たな行政需要に対しては、職員の配置転換により対応するとともに、ジョブローテーションの基準に基づき、職員の融和と人材育成を図る。

(2) 定員の適正化及び適切な人員配置

職員定数については、合理的な組織・機構の編成と、事務事業の全般にわたる行政関与の必要性、市民相互の行政サービスの負担と公平確保及び行政効率等を検討し、定員適正化計画に基づき、定員の適正化を図りつつ、適切な人員配置に努める。

(3) 人材育成基本方針に基づく職員育成

ア 壱岐市職員人材育成基本方針に基づき、派遣研修、階層別研修等により人材育成を進め、これらを体系化することによって計画的な人材育成と効率的な研修を継続して実施する。また、職員、各職場、人事管理部署、それぞれが自らの役割を認識し、互いに成長し合う「学習する職場風土」の構築に努める。

イ 職員の資質、専門的技術の向上を図るため、長崎県をはじめとする他の地方公共団体等との人事交流を進め、幅広い人材の確保に努める。

ジョブローテーション

職務を一定期間ごとに変えさせること。人材育成の観点と仕事のマンネリ化の打破を目的とするもの。

5 行政の情報化等による行政サービスの向上

■ 推進重点事項 ■

(1) 市民サービスの向上

マイナンバー制度のさらなる普及・啓発を図り、マイナンバーカードを活用した事務手続が可能となる条件整備を行うなど、市民サービスの向上に努める。

(2) 行政の情報化の推進

ア 急速に進む情報化社会において、オンラインでの情報発信の重要性を認識し、市ホームページの充実を図るとともに、各種SNSを活用した積極的な情報発信に努める。

イ 市内世帯の大多数が加入する竜崎市ケーブルテレビにおいて、目的や用途に合わせ、その手法等を検討し、広く情報発信に努める。また、市広報紙、市ホームページ等とリンクさせることで、各種の行政情報を効果的・効率的に発信する。

6 自治基本条例に基づくまちづくりへの市民参画の促進と支援

■ 推進重点事項 ■

(1) コミュニティ行政の推進

- ア 本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めた自治基本条例を最大限に尊重し、本条例に基づく壱岐市まちづくり協議会設置条例をはじめとする関連条例の取組を推進する。
- イ 市民と行政の共創・協働を進めるため、小学校区ごとに設立するまちづくり協議会への支援を充実させるとともに、集落支援員や地域担当職員を活用した地域課題の解決に向けての取組に対し、効果的な支援を行う。

(2) 女性の積極的な参画の推進

住みよいまちづくりを進めていくためには、あらゆる人材がまちづくりに参画していくことが必要である。このため、第3次壱岐市総合計画及び第2次壱岐市男女共同参画基本計画に基づき、地域活動における男女共同参画の促進など市民主体の取組に対する支援を行う。また、市の政策の方針決定過程への参画等の取組を積極的に行い、あらゆる分野における女性リーダーの育成や登用を推進する。

7 持続可能な財政基盤の確立

■ 推進重点事項 ■

(1) 健全な財政運営の維持

- ア 社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、事業の目的と対象者、財源などに着目した事務事業の再点検・見直しを行い、持続可能な財政基盤の確立を図るため、事業の再編を推進する。
- イ 中期財政計画の財政見通しをもとに計画的な財政運営を進めるとともに、公共施設マネジメント（計画的な長寿命化、更新・統廃合）を推進することで、将来の負担を踏まえた、本市の成長と発展のために必要な施策への適切な投資を図る。

(2) 補助金等の適正化

公益上必要な場合に交付する補助金等について、行政として対応すべき必要性、費用対効果や公費負担の明確化を図るため、統一的な基準による検証・見直しを行うことで、より適正で効率的な補助金制度を構築する。

(3) 自主財源の確保

- ア 市税等の滞納処分の強化や徴収機能の専門性を高めるなど、収納率向上のための取組を強化する。
- イ ふるさと納税制度の充実を図るため、情報発信の強化や推進体制の拡充を行うとともに、新たな財源の確保策を検討し、税外収入増の取組を進める。

(4) 受益者負担の適正化

受益者負担の公平性を確保するため、施設別の行政コストから料金原価の算出、受益者負担水準の設定など算定根拠の明確化を図るとともに、減免基準等の見直しを行い、適正化を図る。

第2次香岐市行財政改革大綱	第3次香岐市行財政改革大綱
1 事務事業等の見直し	1 事務事業等の見直し・業務改善の取組
(1) 事務事業の整理・合理化	(1) 事務事業の整理・合理化
(2) 行政手続きの公平の確保・透明性の向上	(2) 業務改善の取組
(3) 公共施設、市有財産の適切な設置・運営	(3) 委託業務の検討
(4) 委託業務の検討	
2 組織・機構の見直し	2 公共施設、市有財産の適切な管理・運営等
(1) 組織・機構の整備	(1) 公共施設の適切な管理・運営
(2) 民間活力、外郭団体等の活用推進	(2) 市有財産の適切な管理・処分の検討
3 給与制度の適正化と適切な人事管理	3 組織・機構の見直し
(1) 給与制度の適正化	(1) 組織・機構の整備
(2) 人事評価システムの実践	(2) 民間活力、外郭団体等の活用推進
(3) 定員の適正化	
4 計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発、資質の向上	4 適切な人事管理及び職員の能力開発
(1) 行政運営プロセスの改善	(1) 人事評価制度の活用
(2) 人材育成計画に基づく職員育成	(2) 定員の適正化及び適切な人員配置
	(3) 人材育成基本方針に基づく職員育成
5 行政の情報化等による行政サービスの向上	5 行政の情報化等による行政サービスの向上
(1) 市民サービスの向上	(1) 市民サービスの向上
(2) 行政の情報化の推進	(2) 行政の情報化の推進
6 行政への市民参画の促進と支援	6 自治基本条例に基づくまちづくりへの市民参画の促進と支援
(1) コミュニティ行政の推進	(1) コミュニティ行政の推進
(2) 女性の積極的な参画の推進	(2) 女性の積極的な参画の推進
7 財政の適切かつ健全な運営	7 持続可能な財政基盤の確立
(1) 普通交付税合併算定替の段階的縮減に対応した経常経費の削減	(1) 健全な財政運営の維持
(2) 補助金等の検証、見直し	(2) 補助金等の適正化
(3) 自主財源の確保	(3) 自主財源の確保
(4) 部単位の経営責任	(4) 受益者負担の適正化
(5) 特別会計・企業会計のあり方の検討	